

家庭的保育がもっと広がることが期待されています。

家庭的保育は保育者の居宅、その他の場所で行われる、小規模の異年齢保育です。2010年より児童福祉法に位置づけられた保育事業として、2015年からは子ども・子育て支援法に基づく「地域型保育給付」の対象である地域型保育事業の一つとして認可事業となりました。

家庭的保育事業は定員5名までの小さな保育施設ですが、保育所等と連携しながら、ともに地域の子どもたちを守り育てる役割を担っています。

こんなところが家庭的保育のいいところ

家庭的な環境での異年齢保育

安全に十分配慮された専用の保育室で、異年齢の子どもがきょうだいのような関係を体験しながら、一緒に育ちます。



小人数を対象とするきめ細やかな保育

子どもの数が少ないので、一人ひとりの発達の状況、興味や関心、体質・体調などにきめ細やかに対応します。一人ひとりの子どもの24時間の生活を考え、子どもの生活リズムを尊重します。



いつも同じ保育者が対応します

子どもとの愛着関係が形成されやすく、日々の送迎時の情報交換により保護者とも緊密な信頼関係を築きます。



地域に密着した保育

地域の方たちに見守られながら行う保育です。公園などへ外遊びに出かけていき、地域のさまざまな年代の方と交流しています。また、公園で出会う親子の相談にのるなど、家庭的保育者は地域の子育て支援にも一役買っています。



仲間と共に歩む NPO法人 家庭的保育全国連絡協議会のご案内

NPO法人 家庭的保育全国連絡協議会は
家庭的保育者をつなぐ全国的な組織です

- 家庭的保育の普及・発展を通して、地域の子育て支援に資することを目的としています。
 - 家庭的保育者が手を取り合い、より良い家庭的保育事業となるように努めています。
 - 家庭的保育を創設・推進してきた国や自治体と協力関係を結んでいます。
 - 研修などを通じて家庭的保育の質の向上を図っています。
 - 公的保育の一環として家庭的保育を行う個人・団体のネットワークとして、活動しています。

年間の活動状況

- * ニュースレターの発行（年3回）
 - * 家庭的保育者を対象とする研修、講演の開催
 - * 家庭的保育の関係機関や家庭的保育に関心のある方を対象とするセミナーの開催
 - * 家庭的保育育児支援事業『いっしょにあそぼ！』を市町村単位で開催
 - * 家庭的保育に関する図書の出版、協力
「応援します 働くお母さん」 ひとなる書房（1997年）
「はじめよう！0・1・2歳児の家庭的保育」 福村出版（2009年）
※2004年度WAM子育て支援基金で作成した図書の改訂普及版。
「家庭的保育の基本と実践〔第3版〕」 福村出版（2017年）
「地域型保育の基本と実践〔第2版〕」 福村出版（2023年）
「家庭的保育の安全ガイドライン〔改訂版〕」 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会編（独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業）（2019年）
 - * NPO法人家庭的保育全国連絡協議会会員専用の団体保険では、賠償責任保険（家庭的保育者向け）と傷害保険（児童向け、家庭的保育者向け、家庭的保育補助者向け）が整えられ、適切な対応が取られるよう保障されています。

NPO法人 家庭の保育全国連絡協議会

〒210-0846 神奈川県川崎市川崎区小田 5-19-1
FAX 044-573-2573 MAIL info@familyhoiku.org
Web サイト <https://www.familyhoiku.org/>

本冊子は独立行政法人福祉医療機構（予防支援基金）による助成を得て作成したものの改訂版です



もっと知ってほしい 家庭的保育の今、そして可能性—

家庭的保育の利用者に行った調査では、家庭的保育者が保護者から言われて嬉しかった言葉として、「手厚い保育・ていねいな保育」「親も子も安心」「支えてもらった」「この保育室で過ごせて良かった」「一人ひとりをしっかり見ている」などがあげられましたが、どれも家庭的保育の特長を表わす言葉です。（「子育て家庭に寄り添う家庭的保育」に関するアンケート結果 家庭的保育全国連絡協議会、2025年）お近くの家庭的保育には是非見学に来て下さい。扉を開いて、一步足を踏み入れていただくと、大きな施設とはひと味違う家庭的保育の姿に触れられると思います。

家庭的保育の一日

ゆるやかなデイリープログラムに基づいて行われる保育



毎朝、子どもの健康状態と
昨日からの様子を確認します。



毎日散歩をしたり、庭、公園などで外遊び
をします。



子どもたちが寝ている間も定期的に呼吸
確認（SIDSへの対応や窒息防止）を行
います。※SIDS：乳幼児突然死症候群



お迎えまでもうひと遊び。

またまた
あそぶよ



友達や保育者と遊んだり、おもちゃで遊ん
だり、一人ひとりが好きな遊びをします。



自園調理で給食提供。みんなで一緒に
食べると食事が楽しくなります。



補食として、必要なエネルギーと栄養素
を組合せたおやつを提供します。



連絡帳を渡して、1日の
子どもの様子を伝えます。

Q&A

Q. どのような保育ですか？

児童福祉法に基づき、市町
村の認可を受けた家庭的
保育事業者が行う公的な
保育です。保育所と同じ
ように毎日行われる保育
です。

Q. 何歳まで 利用できますか？

3歳未満の子どもを対象
とする保育です。^{*}
3歳になって初めての3月
31日まで利用できます。

Q. どんな人が 保育するのですか？

保育士を基本資格とし、市町村長が
実施する基礎研修を修了した家庭
的保育者が行います。
保育士資格を保有しない場合は、
認定研修受講により、保育士と同等
以上の知識と技術を有すると市町
村長に認められることが必要です。

Q. どんな人が 利用できますか？

保護者が働いているなど
の理由で、日中保育を
必要とする子どもが対象
です【3号認定】。

Q. どんな場所で保育を するのですか？

家庭的保育者の居宅や
その他の場所に整備された
専用の保育室です。子ども
の人数に応じた広さや設備
は最低基準で定められて
います。

Q. 定員は何名ですか？

定員は1名から5名の
枠の中で、各保育室で
定員を定めています。

Q. 保育料はいくらですか？

市町村により異なりますが、
保護者の世帯所得に応じ
保育料が決められ、保育
所と同じ料金です。

* 市町村により規定が異なりますので、詳細はお住まいの市町村の保育の担当課にお問い合わせください。
複数の家庭的保育者が同じ場所を利用している保育は、小規模保育C型（子ども数6～10人）です。

家庭的保育の支援体制・取り組み

安全で安心な家庭的保育を支える…



行政による支援

行政が中心となって、家庭的保育の支援体制を整備します。



家庭的保育補助者

家庭的保育に欠かせない存在です。安全で充実した家庭的保育を行うために研修を修了した家庭的保育補助者とともに複数で保育をしています。



保育所などとの連携

共に地域の子どもを守り育てる保育所などと家庭的保育の連携が広がっています。



家庭的保育支援者

家庭的保育そのものを理解し、家庭的保育者の応援ができる家庭的保育支援者が求められています。



代替保育

家庭的保育者の都合で保育が行えない時に、保育所での代替保育の受け入れや家庭的保育補助者によるいつもの場所での保育を認める自治体が増えています。



家庭的保育の安全ガイドライン

子どもたちの尊い命を守るために、「家庭的保育の安全ガイドライン」に沿って保育を行っています。



家庭的保育者同士のつながり

同じ保育を行う者として、情報交換や相談などを通じて、支えあっています。